

日本医療情報学会関西支部 2017 年度第 1 回講演会 関西医療情報技師会 第 27 回勉強会

2017 年 5 月 30 日に改正個人情報保護法が施行されます。今までの個人情報保護法から、新たに個人識別符号や要配慮個人情報などの新しい用語が追加され、個人情報自体の定義も変わります。

今回の講演会では、個人情報保護法の概念について基礎的なところから説明していただき、改正個人情報保護法の概要や医療機関での対応についてのお話の後、医療情報の利活用に関して重要なキーとなる代理機関について解説を行っていただきます。

今回の講演会は、日本医療情報学会関西支部と関西医療情報技師会の合同による開催となります。事前申し込みは関西医療情報技師会で行います。申し込みの際に質問を受け付けます。当日、その中からいくつか質問を講師の先生方にお聞きする予定です。

大勢の方々のご参加をお待ちしております。

記

テーマ : 医療情報関係者が知っておくべき改正個人情報保護法について

日時 : 2017 年 5 月 20 日 (土) 14:00~17:30

場所 : キャンパスプラザ京都 第 1 講義室

定員 : 250 名

参加費 : 無料

参加受付 : 4 月 18 日より関西医療情報技師会ホームページにて受付開始

医療情報技師ポイント : 4 ポイント

MISCA 補認定更新ポイント : 2 ポイント

プログラム :

開会の挨拶 大本昭徳 (NEC ソリューションイノベータ)

講演 1. **個人情報保護法の基礎** (14:05~14:55)

藤田卓仙 (東京大学医学部附属病院 医療品質評価学講座)

講演 2. **改正個人情報保護法の概要と医療機関における対応** (15:05~15:55)

米村滋人 (東京大学 大学院法学政治学研究科)

講演 3. **代理機関について** (16:05~16:55)

山本隆一 (医療情報システム開発センター)

全体質疑 司会 : 平松治彦 (国立循環器病研究センター)、真鍋史朗 (大阪大学)

閉会の挨拶 松村泰志 (大阪大学)

以上